

# 令和6年度 富山県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

令和6年度において、富山県外から富山県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについては、次のとおりとする。

## 1 狩猟者登録申請書等の提出先

一般社団法人富山県獵友会

〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館3階  
(電話076-441-6150)

## 2 提出書類等

(1) 狩猟者登録申請書 1部 (富山県の様式を使用してください。)

(2) 狩猟者登録申請書送付明細書 1部

(3) 狩猟税納付書 1部

(4) 狩猟免状等

狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状、または都道府県獵友会会長が原本と相違ないことを認めた狩猟免状の写し（当該登録年度発行のものに限る。） 1部

(5) 当該年度の一般社団法人大日本獵友会の共済事業の被共済者であることの証明書、または損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書（補償額が3千万円以上）、または資産に関する証明書 1部

(6) 写真 2枚（最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
(眼鏡等使用者は眼鏡をかけた写真を添付すること。コンタクトレンズ使用者は、申請書の余白にその旨を記入すること。)

## 3 狩猟税の減免を受けようとする場合に必要な書類

(1) 対象鳥獣捕獲員

・富山県内の市町村長による対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書 1部

(2) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者

・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 1部

・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書 1部

・富山県内において認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類 1部

・上記事業に従事した際の従事者証の写し 1部

(3) 富山県内の区域を対象とした許可捕獲者

ア 法第9条第1項の許可を受け捕獲等を行った者

・狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証の写し 1部

(法第9条第13項に係る報告を記入し、備考欄に捕獲日または捕獲出勤日を記入したもの)

イ 法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として捕獲等を行った者

・狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写し 1部

・捕獲等結果報告書 1部

(捕獲等の日時、場所、種類、捕獲数、処置の概要を記載したもの)

※やむを得ない理由により許可証の写しまたは従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）の証明書を添付することを可とする。

## 4 狩猟税及び手数料等

### (1) 狩猟税

ア 第1種銃猟 1件につき16,500円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者または扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事しているものを除く。）

以外で、所在地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1件につき11,000円

イ 網猟またはわな猟 1件につき8,200円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者または扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事しているものを除く。）

以外で、所在地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1件につき5,500円

ウ 第2種銃猟 1件につき5,500円

※富山県内の市町村に属する対象鳥獣捕獲員は、令和7年3月31日までの間、課税免除である。

※富山県内で許可捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、令和7年3月31日までの間、課税免除である。

※狩猟者登録の申請前1年以内の期間に、富山県内の区域を対象とした鳥獣による被害防止等のための許可捕獲に従事した者の税額は、令和7年3月31日までの間、ア、イ、ウの2分の1（100円未満の端数切捨て）である。

### (2) 狩猟者登録手数料 1件につき1,800円

### (3) 郵送料等 不要

ただし、狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）等は、料金着払いでの送付。

### (4) 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、下記口座への振込により送金のこと。

ただし、11月1日以降の申請にあっては、現金書留による送金に限る。

北陸銀行 橋北出張所 普通預金 4149012  
一般社団法人富山県獣友会

## 5 その他

- (1) 申請書の受付は、令和6年10月1日(火)から開始する。ただし、10月15日(火)までに申請書等が到着しないときは、初猟日までに登録証の交付ができないことがある。
- (2) 登録証の交付は、申請書の受付順に行い、また、相当の事務処理期間を要することから、原則として即日交付は行わない。
- (3) 申請書等は、できるだけ獣友会でとりまとめて申請すること。なお、その際は、連絡先電話番号を記載した送付明細書（別紙様式）を添付すること。
- (4) 申請書等の内容に不備（記入漏れ、住所の相違等）があるものは受理をしないので、十分留意して提出すること。
- (5) 富山県内でのイノシシ及びニホンジカの狩猟期間は、11月1日から翌年3月31日までである。ただし、11月1日から11月14日までの間における猟法は、わな猟に限る（銃器の使用は、止めさしに限る。）。（他の狩猟鳥獣の狩猟期間は、11月15日から翌年2月15日までである。）
- (6) 県内での豚熱（CSF）発生に伴い、狩猟をする際、感染確認区域内では防疫措置が必要です。また肉の持ち出しに制限があります。詳細については、下記ホームページをご確認下さい。

### 防疫措置・適切な処理の詳細

[https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection\\_swine.html](https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection_swine.html)

感染確認区域等の最新情報 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1612/kj00020094.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1612/kj00020094.html)